

# 「第27次地方制度調査会の中間報告について」

(第2回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会)

平成15年6月4日(水) 14:00～  
厚田村総合センター 2階大ホール

## 1 合併特例法期限後(平成17年4月1日以降)の合併促進の流れ <資料1>

### (1) 財政支援措置について

- ・合併特例債(地方債)と合併算定替(地方交付税)の経過措置
- ・新しい法律における支援措置

### (2) 合併後の住民自治について

- ・地域審議会
- ・地域自治組織

### (3) 事務配分特例方式について(参考)

## 2 地域自治組織の制度比較 <資料2>

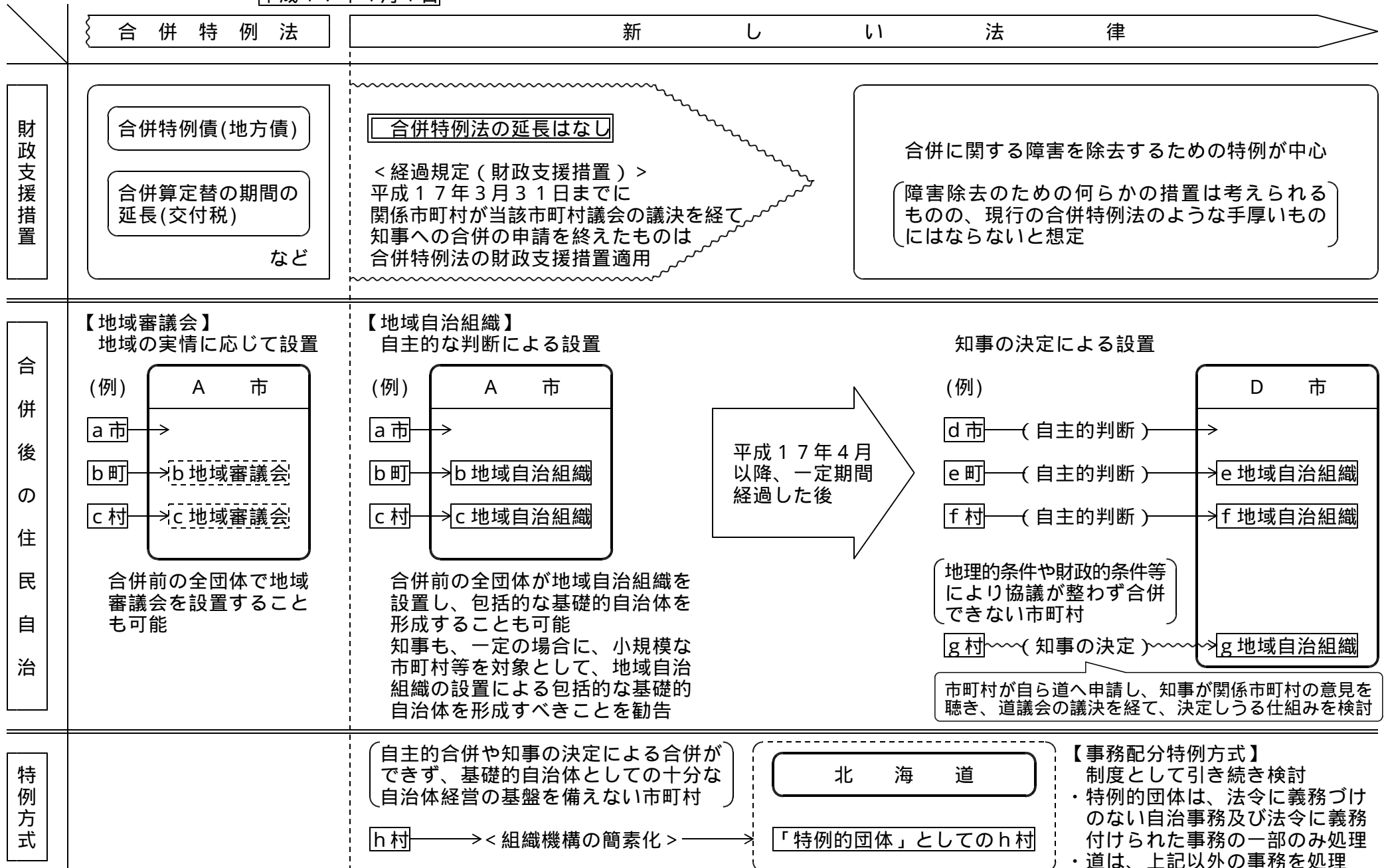
### (1) 地域審議会について

### (2) 地域自治組織(行政区的なタイプ)について

### (3) 地域自治組織(特別地方公共団体とするタイプ)について

# 合併特例法期限後（平成17年4月1日以降）の合併促進の流れ【中間報告】

平成17年4月1日



# 地 域 自 治 組 織 の 制 度 比 較 【中間報告】

名称 区分	地 域 審 議 会	地 域 自 治 組 織	
		行政区的なタイプ	特別地方公共団体とするタイプ
根拠となる法律	合併特例法（平成17年3月31日まで）	新しい法律を制定（平成17年4月1日以降適用）	
組織の性格 （法人格）	法人格なし～合併市町村の附属機関	法人格なし～基礎的自治体（合併市町村） の組織の一部	法人格あり～基礎的自治体（合併市町村） の補助機関の地位を兼ねる ことができる 法人格を有するため、設置に当たっては 知事の関与（設置の認可など）を検討
事務等の 考え方	<p>具体的な任務は合併関係市町村の協議による &lt;一般的な例示（想定事項）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村建設計画の変更等について、合併市町村の長の諮問に応じて意見を述べる</li> <li>・市町村建設計画の執行状況などについて、必要に応じ合併市町村の長に意見を述べる</li> </ul>	基礎的自治体（合併市町村）の組織の一部 として事務を分掌	基礎的自治体（合併市町村）の事務で法令 により処理が義務づけられていないものの うち、当該地域自治組織の区域に係る地域 共同的な事務を処理 法令により基礎的自治体（合併市町村）が 処理することが義務づけられている事務を 処理することも検討
機 関	<p><b>地 域 審 議 会</b> 構成員の定数、任期、任免などの組織や 運営に関する事項は、合併関係市町村の 協議によって決定 合併関係市町村の協議によって定められた 一定の期間に限り設置されるものであり、 市町村建設計画の期間（5～10年）も 考慮されることが適当</p>	<p><b>長</b> 基礎的自治体の長（合併市町村長）が選任 選任には、地域審議会の意見聴取や基礎的 自治体（合併市町村）の議会の同意も検討</p> <p><b>地 域 審 議 会</b> 地域自治組織の諮問機関（附属機関） 委員は公選又は住民総会による選出も検討</p> <p><b>事 務 局</b> 事務局を置くことができる</p>	<p><b>執 行 機 関</b> 議決機関の互選又は基礎的自治体の長 （合併市町村長）による選任等とするこ とを検討</p> <p><b>議 決 機 関</b> 構成員は公選とし、住民総会による選出を 可能とすることも検討</p> <p><b>事 務 局</b> 事務局を置くことができる 職員は基礎的自治体（合併市町村）から の派遣又は兼務を原則（臨時職員の採用可）</p>
財 源	なし （地域審議会はあくまで諮問機関であり、 直接事務を執行することはないため）	基礎的自治体（合併市町村）の組織の一部 として予算措置？	原則として、基礎的自治体（合併市町村） からの移転財源による ・課税権と地方債の発行権限は認めない ・地方交付税は基礎的自治体について算定・交付 上記の移転財源見合いの事務以外の事務を 実施する場合、何らかの住民負担を求める ことができることを検討